

令和7年度滝沢市特産品開発アイデアコンクール募集要領

1 目的

滝沢市特産品としては、スイカやりんご、さつまいも(かんしょ)などが広く認知されていますが、一年を通じて購入できるお土産品は限られています。新たなお土産品の開発を促進し滝沢市の魅力を伝えるため、市にマッチした、愛されるお土産のアイデアを募集し、優秀作品を決定するためアイデアコンクールを実施いたします。

つきましては、滝沢市にふさわしいお土産について意見を持つグループや個人等を対象に、アイデアを募集いたします。

2 主催

特産品開発連絡会（構成:滝沢市、滝沢市商工会、一般社団法人滝沢市観光物産協会）

3 応募資格

滝沢市に在住若しくは滝沢市内に通勤・通学しているグループ又は個人(滝沢市商工会会員、滝沢市観光物産協会会員も可)

4 募集アイデア

- (1) 農産物加工品
- (2) 畜産物加工品
- (3) 水産物加工品
- (4) 菓子類
- (5) 飲料

加工されていない一次産品を除きます。

5 出品条件等

(1) 出品の基準

- ①滝沢市のお土産として相応しい商品のネーミングと商品イメージであること。
- ②品質、内容として充実しているもの
- ③応募者のオリジナル作品であること。
- ④食品については、量産が可能なものを基本とする。
- ⑤商品化のための商品名や内容の一部変更(レシピ、ネーミングの変更等)に同意できること。

(2) 注意事項

- ①一人3点まで応募できますが、作品は自作かつコンクール未発表のものに限ります。また、同一作品を他のコンテストに応募したり各種媒体で使用したりしないものとします。

②商品名は募集内容に含みますが、商標等の問題により変更される可能性があります。

③採用された商品は、PRとして活用しやすいように調整させていただくことがあります。

(3) 著作権等の取り扱いについて

採用されたネーミングや商品イメージに関する資料を含めた著作権、使用权、商標権等、その他一切の権利は、一般社団法人滝沢市観光物産協会に帰属します。

(4) 権利侵害等の紛争について

応募作品について、第三者との間で権利侵害等の紛争が生じた場合、応募者自身の責任において解決することとします。

6 参加申込み

(1) 申込方法

所定の応募申込書と応募作品シートに必要事項を記入のうえ、下記の事務局まで持参・郵送・メール又はファックスで申込んでください。

(2) 申込期間

令和7年12月1日(月)から令和8年1月31日(土) 午後5時必着

(3) 申込・問い合わせ先

特産品開発連絡会

事務局 一般社団法人 滝沢市観光物産協会

住所：滝沢市下鵜飼1番地15

電話：019-601-6327

FAX：019-601-6328

Emil：info@takizawa-kankou.jp

7 応募作品に基づく商品化について

入選作品は商品化される場合があります。

商品化されたネーミングや商品イメージについては、著作権、使用权、商標権、その他一切の権利が、一般社団法人滝沢市観光物産協会に帰属します。

8 一次審査日程及び場所

(1) 日程 令和8年2月中旬

(2) 場所 滝沢市商工会館

9 二次審査

審査については、特産品開発連絡会、小売り、流通関係者などの有識者の投票で行われます。また、審査内容については、公表しないこととします。

10 表彰

(1) 賞区分及び表彰数

賞の区分は以下のとおりとし、入賞者に対し表彰状及び賞金を授与いたします。なお、各賞の基準を満たす作品がない場合、「該当なし」となる場合があります。あらかじめご留意願います。

【最優秀賞】

審査の全般において著しく優れていると判断され、滝沢市を代表する特産品として市場性や訴求力、地域の産業振興に対する貢献度が高いと認められるもの

賞金 10万円

【優秀賞】

審査の全般において特に優れていると判断され、滝沢市の特産品として市場性が高いと認められるもの

賞金 5万円

【特別賞】

審査の全般において優れていると判断され、滝沢市の特産品として将来性が期待されるもの

賞金 2万円

[表彰数]

賞区分	農産物加工品、畜産物加工品、水産物加工品、菓子類、飲料
最優秀賞	1点
優秀賞	1点
特別賞 (滝沢市長賞) (商工会長賞)	各1点

(2) 表彰式

審査日とは別に3月中旬をめどに開催いたします。なお、詳細については別途入賞者に対して通知いたします。